

治験関連文書の電磁的取り扱いに関する標準業務手順書_新旧対照表

	新	旧	改定理由
（治験クラウドシステム管理責任者等） 第13条	2 管理責任者のもと、治験クラウドシステムを本手順書に基づいて管理・運用する責任者を治験クラウドシステム運用責任者（以下、「運用責任者」という。）とし、臨床研究・治験 <u>事務</u> 主任を充てる。	2 管理責任者のもと、治験クラウドシステムを本手順書に基づいて管理・運用する責任者を治験クラウドシステム運用責任者（以下、「運用責任者」という。）とし、臨床研究・治験主任を充てる。	組織規程改定に伴う記載整備。
（施行期日） 第26条	第26条 本手順書は、令和7年2月1日から施行する。 <u>本手順書は、令和7年9月1日から改訂施行する。</u>	第26条 本手順書は、令和7年2月1日から施行する。	新規設定。